入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月19日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　村岡　　猛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第20号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成30年度博多港（東航路地区）航路（－15m）浚渫工事

⑶　工事場所　福岡市東区香椎浜３丁目地先

⑷　工事内容　共通工　航路灯標移設・復旧　１式　灯浮標・汚濁防止膜管理　１式、潜水探査工　潜水探査　５点（想定）、浚渫工　グラブ浚渫　約53,000㎥（ＮＥＴ）粘土質土砂　約20,000㎥　砂質土砂　約33,000㎥、土捨工　土運船運搬　１式（約9.0km）土砂投入　１式（二重管トレミー方式）、浚渫土砂実証試験（覆砂）１式

⑸　工期　平成31年８月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　グラブ浚渫船

⑺　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和53年４月２日以降に生まれた者とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒀　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒃　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、数量計算、出来形測量、データの納品について３次元データを活用するＩＣＴ活用工時（発注者指定型）である。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が750点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が750点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・航路又は泊地におけるグラブ浚渫船を使用した20,000㎥以上の浚渫工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・グラブ浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・航路又は泊地におけるグラブ浚渫船を使用した20,000㎥以上の浚渫工事。

さらに、他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。

・グラブ浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事。

なお、①、②及び③において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成15年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・航路又は泊地におけるグラブ浚渫船を使用した10,000㎥以上の浚渫又は床掘工事。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、平成15年度以降に元請けとして、次の施工経験を有する者であること。

・航路又は泊地におけるグラブ浚渫船を使用した10,000㎥以上の浚渫又は床掘工事。